

桶川市情報通信技術（ＩＴ）推進会議設置要綱

（平成１４年４月２２日市長決裁）

（設置）

第１条 近年における社会の急速な情報化に対応し、情報通信技術（ＩＴ）を活用して豊かで住みよいまちづくりを推進するために、桶川市情報通信技術（ＩＴ）推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

（検討事項）

第２条 前条で掲げた目的を実現するために、以下のことを検討する。

- （１） 地域情報化の推進に関すること。
- （２） 電子市役所の実現に関すること。
- （３） その他、情報通信技術（ＩＴ）利用の推進に関すること。

（委員）

第３条 推進会議の委員は、次に掲げるものをもって充てる。

- （１） 副市長
- （２） 秘書室長
- （３） 企画財政部長
- （４） 総務部長
- （５） 環境経済部長
- （６） 福祉部長
- （７） 健康推進部長
- （８） 都市整備部長
- （９） 教育部長

（推進会議の組織）

第４条 推進会議に議長を置く。

- ２ 議長は副市長をもって充てる。
- ３ 議長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- ４ 議長は、委員のうちからその職務代理者を指名することができる。

(会議)

第5条 推進会議の会議は議長が招集する。

2 推進会議が必要と認めるときは、関係機関に対して資料の提出を求め、又は関係職員を会議に出席させることができる。

(具申)

第6条 推進会議は、必要に応じて検討結果を市長に具申するものとする。

(専門検討部会の設置)

第7条 推進会議は、特定事項について調査研究をするため、専門検討部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会の委員及び運営については議長がこれを定める。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、企画調整課において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、議長がこれを定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。